

Title	村の細民：十七世紀フランス農業史研究の一齣
Sub Title	The village poor : a regional example
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1961
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.54, No.6 (1961. 6) ,p.482(46)- 492(56)
JaLC DOI	10.14991/001.19610601-0046
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19610601-0046

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

村の細民

——十七世紀フランス農業史研究の一齣——

渡 辺 國 廣

四六 (四八二)

【始めに】 領主は農民の保有地を買戻し、それを『ファーム』として再編した。この傾向は領主財産の危機のなかで現われ、十七世紀にはいってとくに顕著に進行した。開放耕地の圧倒的部分がこれにより『ファーム』に転化したとさえいわれる。そしてこのことと平行してこれら領主の『ファーム』の経営を請負う者が現われた。彼は『フェルミエ』と呼ばれた。『ラブルール』が『フェルミエ』となった。『ラブルール』は役畜を所有し、従って新しい事態に容易に順応できたわけである。このことにより『ラブルール』自身も大きく変化していった。しかしこれら『ラブルール』の数は非常に限られていた。村の人口のほとんど半分は(一)、『ラブルール』を除く農業関係者、(二)、『ラブルール』がこれに属した。(三)は農業と直接関係なく生活する人々で、牧羊者と牧羊者、樵夫と密猟監視人、漁業者等がいた。漁業者は村で例外的存在であった。これら(一)と(二)がいわゆる村の細民を構成していた。

十七世紀フランス農業の展開過程のなかで『ラブルール』は大きな役割を果たした。彼は『フェルミエ』として領主の『ファーム』の経営を引受けていた。しかし単に家族の生計維持のため必要な限度を賃借するにとどまらない。彼は企業家として経営規模の拡大をはかった。むしろ『ラブルール』は積極的にそうした方向をめざしさえした。彼にとつてそれが可能であったのは、村に細民がいて、これが労働力として利用できたためであった。従って『ラブルール』の経営は細民の存在を離れて考えられない。『ラブルール』はこれら細民を自己の経営のなかに組入れた。いかなる仕方によつてか。問題の一つはそこにあった。

が出揃っているとは思えない。従ってフランスの全体に妥当する細民像を描くことは不可能に近い。今日の段階では個別例の提示で満足するほかにないのではないか。総じて村の細民は『ラブルール』の経営に食込む以外に生活の途を知らない。そして他に對する依存の程度は彼の所有財産の規模により違った。本稿はこれら細民の一つの具体像を提示することによつてその間の事情の解明を果そうとするものである。例えばバス・エソンヌ地方ではどうか。第一には村の細民の内容が問題である。

【一】 細民の内容は複雑であった。第一に農業者としての細民がいた。それを順次検討すれば。

不動産の所有者では。最初に『ヴィニエロン』を挙げることでできる。葡萄島を所有したり葡萄島に仕事に出たりして、そのことで収入の主たる部分を得ていれば、彼は一般に『ヴィニエロン』と呼ばれた。村で三人に一人がそうした『ヴィニエロン』であった。

マンヌシのジャン・フルニエ二世の場合、彼は蘆葺の家二を持っていた。一つは部屋二、納屋一、若干の家畜小屋よりなり、他は部屋一、納屋一、圧搾場一からなつた。これら二つの家には土地が付属していた。その規模は八アルパン、うち菜園と葡萄島が六アルパンであった。そこに彼はくるみの木や大麻を植えていた。しかし主たる部分は葡萄が占めている。葡萄島四アルパンは耕地一五アルパンに相当した。従つて耕地のほぼ四倍の価値を持つといわれた。彼はほかに半アルパンの牧草地を有し、また全体でほぼ一アルパン相当の森

林を持っていた。彼はリスの富裕な『ヴィニエロン』の娘と結婚し、そのことで小さな家を得た。彼はこれを他に貸して年に一六リールの収入を得ていた。また彼はマンヌシやブレイシ・チェスネの『ヴィニエロン』から三ないし四リールの貸賃料を受取っていた。彼は『ヴィニエロン』として第一級に属した。

しかしこのジャン・フルニエは例外的存在であった。マンヌシにはこれほど富裕な『ヴィニエロン』が僅か三人しかいない。大多数の者は非常に不幸な状況にあった。しかし『ヴィニエロン』はほとんど皆が不動産の所有者である。マンヌシでは四〇人のうち三七人が不動産の所有者であった。四〇人のうち二六人は家を所有し、例えば前述のフルニエのように、多くの家を所有する者もあった。ピエル・アランの場合であるが、彼は家二を所有していた。一つは部屋七よりなり、他は圧搾場で、うち半分以上が納屋になっていた。若干でも土地や葡萄島を所有する『ヴィニエロン』の数はもっと多く、四〇人のうち三五人がそれで、八五%以上に当つた。しかしこれら三五人が保有したのは耕地九〇アルパン、葡萄島二八アルパンで、一人当りでは耕地二・六アルパン、葡萄島〇・八〇アルパンに過ぎなかった。大部分は葡萄島数ベルシュと四分の一アルパンの菜園を所有するにとどまった。前述のピエル・アランの場合、彼は一アルパン半の葡萄島しか所有していない。

以上の事実からみてもはや『ヴィニエロン』は葡萄島を所有するというだけで生活する人々ではない。むしろ葡萄島の仕事で生活す

る人々といふべきであらう。しかし単に自分の葡萄畠で仕事するだけではない。他から葡萄畠を賃借し、その手入れで収入を得る人々であった。重点はむしろその方であった。賃借者は教会、貴族、商人、職人、市民、『ラブルール』、寡婦であった。一六九〇年三月にレオナルド・チポールはシャンブキエ教会の葡萄畠三アルパンを二年にわたり手入れすることになった。給与は一年につき五〇リールと規定された。仕事は耕土、収穫、施肥で、年に三回。こうした契約はしばしばみられたところである。しかし大抵の場合、報酬は現物によつた。もっとも一般的には収穫物の半分と規定された。期間は三年ないし六年が普通。また耕土の仕方、添木の数、施肥の方法が規定されていた。例えばヴィラベのジャン・テキエがコルベエの桶職人マチュウ・テキエの葡萄畠二五アルの手入れを引受けた場合。期間は四年、経費と収穫物を折半するという条件であった。しかし期限はもっとも短期の場合がある。例えば寡婦ラントが他から賃借していた葡萄畠半アルパンをシャムーに手入れさせた場合で、収穫物を折半、ただし経費や手入れの仕方については何の規定もない。おそらくラントの側に施肥や添木をさせる意図がなかったためであらう。この場合シャムーは労働を提供するだけにとどまった。

このように『ヴィニエロン』の大部分は他人の葡萄畠に賃労働に出ることを余儀なくされていた。自分の葡萄畠では生活が立たないためであった。例えばオルモワのルイ・ブザールの場合。彼は財産として家一軒を持つほか、一アルパン一〇ペルシュの葡萄畠を所有

していた。それらはオルモワ、マンヌシ、ヴィラベにあった。ほかに彼は八分の一アルパンの牧草地、四ペルシュの大麻畠を持っていた。当時は葡萄畠二アルパンで五籠の収穫があり、一籠三四リールといわれた。その計算で行くと、ブザールは葡萄畠から七五リールないし一〇リールを期待できたわけである。しかし費用を差引けば、利益は大きいものではない。フィリップ・ドゥ・ブリの場合。彼は葡萄畠二アルパン、ほかに土地を四アルパンから五アルパン持っていた。彼は『ヴィニエロン』として富裕な部に属した。しかし非常に豊作時を除けば、自分の土地で家族の生計を維持できなかった。

『ヴィニエロン』は生活維持のため他人の葡萄畠に賃労働に従っていた。しかし葡萄畠には限度があり、無限にそれに頼ることはできない。かくて葡萄畠の拡張ということに関心が向けられるようになった。例えばマンヌシでは一六九〇年から一七九〇年の間に葡萄畠が二倍に増大している。『ヴィニエロン』は積極的に拡張のための仕事に応じた。葡萄は穀物よりも換金が容易であったため葡萄畠の拡張は容易に進められていった。しかし『ヴィニエロン』はなお他に仕事を求めることを余儀なくされた。

同じく不動産の所有者として『ジャルディニエ』はどうか。彼は菜園の所有者であった。都市周辺の『ジャルディニエ』は市民に対する野菜の供給者として市場生産に従っていた。コルベエやフェルテ・アレーの周辺にはそうした『ジャルディニエ』が検出でき

る。しかし非常に少数。彼は文字通り野菜栽培者である。

しかし一般に『ジャルディニエ』は大土地所有者に雇われる者としてこれとはまったく別個な存在であった。菜園だけでは彼の生活が立たない。『ジャルディニエ』はかかるものとして領主の『ファーム』の多く存在する村にそれだけ多数いた。これら『ジャルディニエ』が雇われたのは主として葡萄畠の手入れのためであった。賃労働者といつていい。その境遇は余り悲惨なものではなかった。しかしとくに羨望するほどのものでもない。

これらが『ジャルディニエ』の大多数を形成していた。彼の生活の本拠はもはや菜園にはない。財産目録によれば、一般に菜園の保有規模は小さく、大抵は八分の一アルパン以下であった。大きい場合で半アルパン。フェルテ・アレーのフランソワ・オーフロワの場合。彼の菜園の野菜は五リールといわれた。プレシ・シェーヌの一人の『ジャルディニエ』の場合。彼の菜園の野菜は四リールとしか評価されなかった。従って貯蔵量も僅少で、空豆・隠元豆・豌豆が数ポソあるに過ぎない。それらは五リールとも一〇リールともいわれた。前述のオーフロワに売って彼は五リールを受取り、またギニエヴィルの一人の『ジャルディニエ』に売って六リールを得た。従って売却で多額の利益を得たということもない。エソヌのコスム・ジャツキエの場合。彼の遺産は大麥九ポソ、空豆と隠元豆三ポソ、大麻一六リール、全部で一ニリール一〇ソルであった。十一月のことで菜園には四リールの野

村の細民

菜しかなかった。一般に農具は貧弱であり、手鋤・鍬・鶴嘴・葡萄鉋・撒水具・負籠が精々であった。

これら『ジャルディニエ』は彼の菜園だけでは生活が立たない。彼らは真先に大土地所有者の菜園に仕事を求めた。しかし容易には見出せなかった。その境遇は『ヴィニエロン』の場合に類似していた。彼らは土地を持っていた。しかしそれは生活の保証に足るだけのものではない。

同じ農業者に属するが、他人のためにだけ働く人々がいた。前述の『ヴィニエロン』や『ジャルディニエ』と違い、文字通りの無産者で、普通は領主の『ファーム』の常雇か臨時雇として生活していた。

第一に『シャルティエ』。彼は領主の『ファーム』の常雇として一年契約の住込みで働いていた。多くは独身を続けている。『シャルティエ』は役畜や家畜の世話をし、また農作業に従った。『ヴァル』もこの種の人々に属した。一般に奉公人ともいわれるべき存在であった。

次に『マヌヴリエ』。彼は臨時雇として必要に応じ領主の『ファーム』に雇われて出た。妻や子を持ち、一家を形成していた。この境遇から脱するため『マヌヴリエ』は土地を賃借しようかと思つた。しかし狭い土地を借りることは『ファーム』として既にまともなものであるを借りようと思えば、鋤や役畜の購入資金が必要であった。かくて『マヌヴリエ』は生活に必要なだけを共同で賃借しようと思つた。

た。『マヌヴリエ』が農業者としてとどまることは容易でない。『マヌヴリエ』はしばしば劣等地、荒廃地、沼地を賃借した。しかし狩猟と牧養が主目的であった。ここにいたり『マヌヴリエ』は農業者たることを放棄した。また『マヌヴリエ』は葡萄を植えるという条件で領主や市民から安く土地を賃借する場があった。

以上は農業者としての細民の内容である。しかし他方において村にいながら農業で生活しない者がいた。牧養に従事する人々であった。これらが村の細民の第二の型に属した。しかし牧羊者は稀である。大抵は領主の『ファーム』で婦女が数頭の牝牛を世話するにとどまった。これに反し牧羊者は大きな地位を占めていた。教区ごとに牧羊者を雇っている。羊を共同で管理するためであった。教人を雇う場があった。この牧羊者に借金をする者があり、例えば『ラブルール』の中層によくみられる場合であった。『ラブルール』の上層は自分で牧羊者を雇っていた。従って教区で雇う牧羊者のほかに、村には多くの牧羊者がいたわけである。

村には森林が多く、これを中心に種々な人々が生活していた。しかし專業の樵夫は稀であった。伐採の際には『マヌヴリエ』が雇われた。むしろ猟場や森林の番人が多かった。狩猟は領主の特権であった。彼らは領主特権の侵犯を見張るための人々であった。また狩猟官ともいわれるべき人々がいた。彼らは領主の禁制地で狩猟することができた。ただし兎の捕獲に限られている。しかし漁業権を領主は放棄した。当時川魚は重要な食料として貴重視されていた。ヴィ

ルロワの漁業者アルマン・ニコラはエタンブ川の漁業権のために三六〇リールを支払った。彼はまたボーで漁業するため六〇リールを払っていた。漁業者の生活は悲惨なものではなかった。多くの『マヌヴリエ』は漁業者を羨望視させた。かくて漁業権は一六九三年から一七〇〇年の間に五〇%の値上りを示した。一七〇〇年五月に一人の漁業者はセイヌ河で漁業するため九〇リールを支払わされた。

以上で明瞭なように、村の細民には大雑把にいつて(一)、農業者、(二)、牧養者がいた。そして(三)は更に不動産の所有者と文字通りの無産者に大別できた。当面問題なのは(一)である。当時農業で完全な独立の生計を維持するためには豊作時ではほぼ三〇アルパン、不作時でその倍六五アルパンの経営規模を必要としたといわれた。地力の大きな地方において然り。従って地味貧乏な地帯ならば、経営規模はそれだけ大きくなければならない。葡萄畠で六アルパンを持つほどの『ヴィニエロン』は例外的な存在といわれた。葡萄畠一アルパンは耕地四アルパンに相当することから、彼の経営規模は耕地に換算して精々二五アルパンということである。これが第一級の『ヴィニエロン』であった。その保有規模は自活の限度から遠く、従って彼本来の仕事では生計の維持が困難である。また菜園の仕事で独立の生活が可能な『シャルディニエ』が一般的であったとは思えない。村の細民のうち有産者と呼ばれる部類の人々において然り。無産者としての細民が他に糊口の途を求めなければならぬことという

までもない。保有規模が小さければ、それだけ他に對する依存度は増す。領主の『ファーム』の奉公人に落ちる者もあった。しかし問題は『マヌヴリエ』の動静にある。生活のため或る者は『ヴィニエロン』の方向を選んだ。他の者は農業者たることを放棄し、牧養者たらんと望んだ。一般に『マヌヴリエ』は土地の賃借を考えていた。しかし開放耕地の主たる部分は領主の『ファーム』で占められている。当時『ファーム』のそとに土地を求めて農業経営に乗出すことは採算に合う仕事ではなかった。『マヌヴリエ』は農業者として存立するため『ファーム』の経営に食込む以外になかった。その必要度は『マヌヴリエ』において他の細民よりもとりわけ大であったのである。

【二】村の細民はその本来の仕事で相互に違っていた。しかし多くの共通点があった。第一に彼本来の仕事では生活に足りず、従って他に糊口の途を求めなければならぬという点であった。村の細民にとり労働再生産のための手段は何であったか。

小経営の枠のなかで自己の計算において生活を立てるといふことは、これら細民にとって古くからの念願であった。財産目録で明瞭なように、牝牛一頭を購入すべく彼らはあまりにも貧困であった。豚一頭と家禽数匹を持てば幸運者といわれた。こうした障害の解決策として牝牛が賃借された。通例は二年ないし三年、一頭か二頭の牝牛を賃借し、それからの収穫物で収入の改善を図ろうというのであった。賃借の条件はかなり違っていた。収穫物を折半するという契約が多かった。そしてこの種の契約は羊の賃貸借についてはし

村の細民

ばみられた。しかし他には適用されない。牝牛の場合、賃借料は貨幣によった。バランクルの一人の『マヌヴリエ』は賃借した牝牛のために年四リール一〇ソルを支払っていた。しかし通例牝牛一頭は三〇リールと評価され、六リールで賃借された。賃借人は『ラブルール』の上層ないし商人であり、かなり有利な利殖の場といわれた。細民は三〇リールを調達できない。従って六リールで借りることができれば好都合であった。しかし生活維持のための補助的な収入しかそれからは得られない。従ってより重要な手段を他に求めなければならぬであった。

周知の如く、村の細民には種々あった。しかし他に副業を必要とする点において彼らは同質の集団であった。しかも副業では共通する面が多く、細民の間の複雑な区別はもはや通用しない。『ヴィニエロン』も『マヌヴリエ』と同じく収穫時の教週間を領主の『ファーム』で働いた。臨時雇としてである。常雇ではこの時期に手不足のためであった。しかしすべてが鎌を使う取入れの仕事に従ったというわけではない。納屋に積込む仕事に従事するのが精々であった。鎌を使うには若干の訓練を必要としたためである。自分の葡萄畠の手入れに従ったり他から賃借した葡萄畠の仕事で若干の報酬を得ていたりするほどの『ヴィニエロン』でさえも、収穫期になれば、領主の『ファーム』の仕事に雇われ、他の細民と一緒に働くことに何の苦痛も感じなかった。社会的地位において『ヴィニエロン』は『マヌヴリエ』よりも高いことを誇っていた。しかしそれはやそれは通用

しない。現にマンヌシの一人の『ヴィニエロン』は領主の『ファルム』で常雇と一緒に施肥の仕事に従っている。彼は以前に『マヌヴリエ』と呼ばれ、その当時はヴィルロワの牧草地に沿って長さ二フィート半、深さ三フィートの溝を掘る仕事に従っていた。賃金は一ペルシユについて三リーヴル六ソルであった。またマンヌシでもっとも裕福な『ヴィニエロン』といわれたフルニエはヴィルロワの堀割の清掃で年三〇リーヴルを得ていた。フォンテネの『マヌヴリエ』の場合、彼は屋根の葺替の仕事を手伝った。屋根職人の助手というわけである。仕事は藁の運搬で、彼はそれにより一九リーヴルを得た。『ヴィニエロン』で薪束の運送に従う者があった。商人の依頼による。また若干の資本を持つかも知れぬ大胆な細民のなかには領主権の請負を考へる者もあった。例えばマンヌシの大市で秤量する権利が賃借の対象になったことがあった。一人の『マヌヴリエ』はそれを五年の間二〇リーヴルで賃借したといわれる。一六九四年のことであった。

実際にどんな契約が結ばれていたか。『ヴィニエロン』であるヴィラルがランボンヌと結んだ契約によれば、彼は三年の間住居と仕事と食事を保証された。仕事の第一は二アルパン二五の葡萄畑、菜園、圃場に関するものであった。彼はそこで垣根を維持したり伐採に従ったり牧草を植えたり通路の手入れをしたりした。給料については、葡萄畑の手入れでは九〇リーヴルであった。それを四回に分けて受取る。すなわち取入れの後、鋤で耕した後、鋤き直した

後、鋤で掻いた後で支払われた。果実、野菜、牧草、つまり菜園で収穫される一切のものについては、半分が彼に属した。またヴィラルは圃場の堀割の手入れに従った。そこで得た魚の半分を彼は報酬として受取っていた。彼の第二の仕事は家畜の飼育にあった。彼はランボンヌから牝牛三頭の飼育を引受けた。そして彼はその収穫物たる乳製品、子牛、糞の半分を報酬として受取った。また彼は家禽の飼育に当たっていた。牝鶏一〇、雄鶏五で、彼は契約した価格で雄と卵を引渡した。次いで彼は部屋一、小屋一、豚小屋一を借りていた。彼はまた森林で木を伐ることができた。

しかしこうした契約は幸運なもので、例外的にしかみられなかった。『ヴィニエロン』にとってそれは最大の機会といわなければならぬ。葡萄栽培がどれほど無力なものか。ヴィラルは自分の葡萄畑を持っていた。もともと彼は『ヴィニエロン』であった。しかし彼は同時に『ジャルディニエ』であり『マヌヴリエ』であった。これは彼の場合だけというわけではない。『ヴィニエロン』の大部分にとって彼本来の仕事よりも補助的な仕事の方が主たる収入源を形成していたのであった。

多方面に仕事を求めることで十分な収入が得られたか。そうは思えない。この観点から財産目録は非常に示唆に富む。『ヴィニエロン』も『ジャルディニエ』も『マヌヴリエ』も、彼の全財産が四〇〇リーヴルを越えることは稀であった。これに対し『ラブルール』の財産はしばしば数千リーヴルに達した。フォントネル・ヴィコ

ントの『ヴィニエロン』の一人オリーの動産は二七五リーヴルであった。彼は三〇リーヴルの財を残した。彼はまた他に二二〇リーヴルを貸し、他から六〇リーヴルを借りていた。従って財産は四五〇リーヴルという計算になる。一六九四年のことであった。また同じ時期に、ギニエヴィルの『マヌヴリエ』の一人ペランはオリとほとんど同額の財産を持っていた。エソソヌの『ヴィニエロン』の一人ブザールの動産は一六六八年に三〇〇リーヴルに達した。それより

四年前『ジャルディニエ』のグラント・ナギの財産は三五〇リーヴルであった。これらは村の細民として富裕な部に属した。しかし一般にはもっと貧しく、フェルテ・アレーの『ヴィニエロン』の一寡婦は財産八〇リーヴル、借金一四〇リーヴルであった。またエソソヌの『ジャルディニエ』の一寡婦の場合、資本が一五〇リーヴル、借金が二〇〇リーヴルであった。この両者の間に大した相違はない。村の細民は仕事が違うかも知れない。しかし境遇は同一であり、いづれもかなり低かった。重要なことはこの低い生活も他に對する隷属によって可能であったという点であろう。

村の細民が生活の維持に必要な限度の土地を保有していないことは前述した。そのことからこれら細民にとっていかにして労働を再生産するかは緊急の課題になった。具体的どのような手段がとられて来たか。【二】ではそのことに關説してみた。一つの方向は牝牛の飼育を引受けることにあった。他は領主の『ファルム』に臨時雇として働くことであった。この仕事に二年ないし三年の契約に従う

こともある。しかしそれは飽くまでも例外的な場合であった。必要に応じて雇われるというのが通例である。村の細民で最上層に位置すると自他共に許す『ヴィニエロン』すら領主の『ファルム』に臨時雇に出ることに何の躊躇も感じなかった。むしろ彼の生活はそうした補助的な仕事による収入におうことが大であったといわれた。彼は多方面に仕事を求めて動いたという点で無産者と呼ばれた細民と何ら違ふところがなかったのである。

総じて村の細民は領主の『ファルム』の経営に食込む以外に生活の途を知らなかった。その方法は臨時雇としてであった。注意しなければならぬことは自活のため開放耕地に土地を賃借するという方向がこれら細民にはまったく鎖されていたことであった。『フェルミエ』はこれら細民を賃労働者として用いることによって家族の生計維持に必要な限度以上の『ファルム』を引受けることができたのであった。村の細民は一樣に『マヌヴリエ』と化する以外に生計の途を知らなかったわけである。

【三】村の細民のうちでも『ヴィニエロン』は他を圧していた。理由は彼が家を持っているというためであった。一般のそれと同じく家は藁葺である。しかしかなり手狭なものであった。大抵の場合、部屋は一つしかない。そして生活のすべてがそこで営まれていた。ほかに納屋や家畜小屋がある。しかしどの家にもあったというものではない。簡単な豚小屋か物置しかない場合が多かった。穀物置場があれば、屋根裏に限られていた。家の内部は粗末そのもの

であった。大抵は土間で、板敷のある家は稀であった。煙突の側にはパンを焼くための籠があった。前述したピエル・アランのように、七部屋もの家を持つ者は稀であった。ジャン・フルニエ一世の場合すら家は二部屋であった。ベザールの家も大小二部屋である。一般に部屋は一つ、ほかに農業経営の必要のため用立てられる場所が一つあっただけである。それらは酒倉、圧搾場、物置、納屋、家畜小屋等であった。

調度類は一般に粗末なものであった。もっとも高価なものは寝台であった。しかし蒲団は製で、敷布には麻が使われていた。掛蒲団は毛布を使う。染色されている場合は稀であった。寝具一式で動産の半分を占めていたといわれる。他は大した価値を持たない。家具であるが、すべてを含めて精々四リーヴルといわれた。銅製の料理道具は稀であった。鍋は土製が普通である。皿は錫製であった。衣料については、中層の『ヴィニエロン』の場合で、敷布一ダース、食卓布半ダースを持っていた。しかし衣裳の数は少ない。シャツ半ダース、一枚か二枚の半ズボン、上着一、外套一、女子ではスカートと肩掛が数枚。『ヴィニエロン』や『マヌヴリエ』は自身で敷布を織っていた。しかし上衣や半ズボンは専門の織工から購入していた。

村の細民は非常に貧しい状態に置かれていた。そのことはまたこれら細民が債務に悩まされていたことから明白である。村の細民の間では掛買が一般的であった。細民はほとんど現金で支払わな

有者として村の細民の間で傑出していた。しかしその家たるや決して立派なものとはいえない。精々一部屋というのが普通である。家具調度はいづれも粗末なものであり、衣服の予備は乏しかった。こうした貧しい状況を裏書きするかのよう、村の細民は債務に悩まされていた。細民に衣服を供給する商人、役畜や農具を提供する『ラブルール』、これらが村で債権者であった。これら債権者は取入れる前に取権を持去るという仕方での債権を切崩していった。従って細民は極端な不利を免かれぬ。開放耕地に土地を借りることができないというものはこれら細民にとって致命的な傷手であった。しかし刻々に無産者化し行く細民の賃労働を基盤に開放耕地で領主の『ファルム』経営は大きな展開を示したのであった。『ヴィニエロン』も『ジャルディニエ』も『マヌヴリエ』と化し、領主の『ファルム』で臨時雇として働くようになった。かつて村の細民は複雑な内容を持っていた。しかしこの段階で一様に『マヌヴリエ』になってしまった。臨時雇、それはいつてみれば、『ファルム』の所有者たる領主にとって自由な労働力としての存在であった。領主が開放耕地で『ファルム』の設定に乗出した時、彼はまたその他方において村の細民を無産者として一元化する方向を打出すことになったのである。十七世紀のフランス農村では早くも無産者が一つの階級を形成するまでになっていたといえる。〔三〕ではそうした人々の無産の程度に闡説しようとした。

【終りに】 以上バス・エソンヌ地方に例を求めながら村の細民の

村の細民

い。このことは細民の間に貨幣が乏しかったことを示す。と同時にそのことはこれら細民が商人に対して従属的地位に立つにいたったことを物語る。細民はほとんど皆が商人から前借していた。例えばエンシャルコンの商人ジャン・ロンフルールはヴィラベの一人の『ヴィニエロン』トマ・カリエールに対し四五リーヴルを貸している。また土地を耕作するに於いて村の細民は『ラブルール』に依存していた。農具や役畜を彼に仰いでいたのである。例えば六アルパンから七アルパンの土地を耕作して若干のメティエ麦を得ていた『ヴィニエロン』は『ラブルール』から鋤を借り、またしばしば彼の『シャルティエ』を借りた。この代償に細民は『ラブルール』のいうなりの価格で収穫物を引渡した。しかも注意しなければならない点は取入れ前に収穫物が差押えられていたことである。ポーベの一人の『マヌヴリエ』は八アルパン半の土地に植えた葡萄を取入れ前に手放してしまった。理由はこの葡萄を栽培するについて同じ教区の一一人の『ラブルール』から種子や農具を借り、一〇〇リーヴルの借金になってしまったためである。こうした例は非常にしばしばみられた。『ヴィニエロン』たちはその収穫をエソンヌの商人に取入れ前に引渡している。サン・ジャン・リスルの一人の『ジャルディニエ』はアングレームの商人に対し野菜全部を六〇リーヴルで引渡している。三九リーヴルの借金を整理するためであった。

村の細民はそれぞれ仕事が違うかも知れない。しかし境遇は同一であり、いづれもかなり低かった。『ヴィニエロン』は不動産の所

具体像を示してみた。それは飽くまでも個別例でしかない。どれほどの意味を、それに与うべきか。問題はそこにある。こうした観点からすれば、バス・エソンヌ地方が十七世紀フランス農業のなかで占める位置を検討する必要がある。ここで問題とした十七世紀の後半期がどういう時期であったのか。そうした一般的な状況のなかでバス・エソンヌ地方の存在はどれほどの意味を持つか。問題は差当りこのような形で提起されよう。周知の如く、一六五三年にフロンドの乱が終り、十七世紀後半はその整理期に当たった。バス・エソンヌ地方はこの内乱によりかなりの影響を受けた。軍隊はしばしばそこを通過した。死亡者も多く出た。損害は甚大であった。いわば十七世紀フランスの縮図をそこに見出すことができるのである。とにかく疲弊は甚だしかった。そしてバス・エソンヌ地方のこうした状況が十七世紀フランス農村の問題を集約して伝える条件を整えるということにもなったのであった。というのは、領主は農民の保有地の買戻しを策しており、従ってその限り農村の疲弊は領主にとって好ましかったからであった。加えてそこはパリに近い。当時パリには買戻しを希望する領主が多く住んでおり、バス・エソンヌ地方はこれら領主の注目するところとなっていたのであった。買戻しは顕著に進行し、『ファルム』の設定となった。十七世紀フランス農業史の問題が『ファルム』をめぐる問題であることというまでもない。当面の村の細民の問題も『ファルム』の問題を離れて考えられないことは叙上の如くであった。バス・エソンヌ地方にはこうした

問題が集約的に起るべき条件が備わっていたといえよう。

何よりも村の細民の内容は複雑であった。「ヴィニエロン」は不動産の所有者として最上位に位置した。この点ルブネル氏が観察したディジョンの場合と逆である。ここでは大部分の「ヴィニエロン」が無産者であった。しかし村の細民は領主の「ファーム」の拡大と共にその生活を圧迫され、「様に『マヌヴリエ』化してしまふ。村の細民は文字通りの無産者として同質化されてしまったのである。村の細民の無産者化の方向は、すでに指摘した如く、領主制の変質過程の所産であった。領主が農民の保有地を買戻し、それを「ファーム」として再編する過程での所産であったのである。領主による「ファーム」の造成、それがどれほどの影響を持ったか。今や織言を要しまい。しかしそれほど重要な「ファーム」についてその形成の過程がこれまでに正しく問題にされて来たとは思えない。筆者は別に機会を求めてこの問題に關説するであらう。

以上「一」、「二」、「三」の記述について必要な材料は Paris et Ile-de-France Mémoire, IX, 1957-1958. Paris, p. 156-282 から拾ったことを付記して筆を擱く。

訂正おわび

二月号、小池基之氏論文「資本主義における土地所有の一般的性質」中、「二頁下段一二行目に、「B地における追加投資の生産性の低下の減少によって補われ、市場調整的生産価格は依然として3磅はこの超過利潤に止まりうるであらう。」とあるのを「B地における追加投資の生産性の低下はこの超過利潤の減少によって補われ、市場調整的生産価格は依然として3磅に止まりうるであらう。」と訂正します。校正の手違いをおわびします。

(慶応通信)

書評

荒畑寒村著『寒村自伝』

飯田 鼎

著者は、本書の「あとがき」の最後に、つぎのように書いておられる。

「私は他年一日、有能無私の学究によって、文献資料がひろく渉猟探訪され、埋もれた史実を発掘し失われた連鎖をつないで、日本の社会主義運動史が完成されることを期待する。そして私などが身の程を省みず、烏滸のそしりを承知の上で著わした自伝も、その宏壮な建築に一個の素材を提供するぐらいの功はあるかも知れない。希くばその時期の一日も早く到来し、私の小さな望みが満たされんことを。」

人間には種々様々な生き方や貴重な体験があり、その限りでは人はすべて、それぞれの自叙伝をもつわけである。そこには、たとえばゲーテの「詩と真実」にみられるような詩的な要素が混入することもさけることはできないとしても、作者が、社会上政治上の運動などに、何らか重要な役割を果たしたような場合には、とくに史料的な

価値を有するものとなる。しかし何といっても自叙伝のもつ面白味

は、作者の人間性、その思想が率直に語られることによって、読者の心奥に、ある種の情熱をかきたて、しばしば作者が遭遇したと同じような苦悶を意識せしめる点にあるのではなからうか。その作者が、あくまでも良心的に、最後まで自己の信条に忠実に生き抜いた人物であった場合には、われわれは、このことを強く感ずるのである。古今東西、文学史上にのこる自叙伝は、非常に多く、筆者が読んだものは甚だ少ないのだが、わが国の自叙伝のなかでもっともすぐれていると思われるのは、やはり「福翁自伝」と「河上肇自叙伝」である。前者については今更いうまでもないが、後者はとくに明治から大正そして昭和にかけての、いわば近代日本の暗黒な政治史とも関連があり、非常に興味深い。しかし元来、学究者としての著者の潔癖さが、文章のいたるところに滲みでていて、万人むきでない感みがある。

これに反し、ここに紹介する寒村自伝は、明治三〇年代にはじまる反戦平和運動に参加して以来、現在に至るまでの六〇年になんなんとする日本社会主義運動を、みずからこれに参加した実践者としての立場から物語る大作である。著者はすでに自伝的な著作を多く書いておられるが、この自伝は、従来のもを集めて完成した五六〇頁の大冊で、容易に読了を許さない。前篇と後篇とにわかれ、前篇は旧著「ひとすじの道」に筆を加えたもので、主として大逆事件に終る明治社会主義運動から、第一次世界大戦の末期、ロシア革命